

小電力無線システム委員会

80GHz 帯高速無線伝送システム作業班 運営方針（案）

「小電力無線システムの高度化に必要な技術的条件」（諮問第 2009 号）に関する調査検討について、委員会が調査検討のために必要とする情報を収集し、技術的条件についての調査検討を促進させるために「80GHz 帯高速無線伝送システム作業班」を設置することとする。

1 作業班における調査事項

- (1) ミリ波帯高速無線伝送システムの国内外の動向
- (2) 80GHz 帯高速無線伝送システムの技術的条件
- (3) その他

2 作業班の構成及び運営

- (1) 作業班の構成は別紙（資料 2009-30-4）のとおりとする。
- (2) 作業班の運営は、「小電力無線システム委員会運営方針」の「5 作業班の運営」の定めるところによる。

3 会議の公開等

会議は、次の場合を除き、公開する。

- (1) 会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合。
- (2) その他、主任が非公開とすることを必要と認めた場合。

4 事務局

作業班の事務局は、総合通信基盤局電波部基幹通信課がこれに当たる。